

JACDS ダイレクトニュース

発行：日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省情報

新しい情報を入手しましたのでお知らせします。一つ目は、行政手続の簡素化、二つ目は薬剤服用歴管理指導料の算定に関する重要な情報です。詳細は通知本文をご確認ください。

■ 新型コロナウイルス感染症への対応における薬事関係法令に係る行政手続の押印省略等の扱いについて—— 5月8日都道府県等あて厚生労働省医薬・生活衛生局事務連絡通知 別添1

- ・医薬品医療機器等法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法その他の薬事関係法令に基づく諸手続（許可の申請、届出等）について、当分の間、代表者の押印がなくても差し支えないこと
- ・ただし、押印がない理由を備考欄に記載するなどし、後日差し替えること

■ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その16) —— 4月30日地方厚生局等あて厚生労働省保険局医療課事務連絡通知 別添2

- ・電話等による薬学管理指導を行って薬剤服用歴管理指導料を算定する際、処方箋受付が「0回」の扱いになる場合には、摘要欄に「訪問できなかつたため電話等により実施」と記載すること（電子レセプトの作成が困難な場合は紙レセプトで請求） JACDS ニュースレター第14号の続編

■ 新型コロナウイルス感染症に係る医療関係者からの医薬品等についての副作用等の報告について —— 5月1日都道府県等あて厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 別添3

- ・薬局、店舗販売業も対象です。

文責 中澤

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569